

答 申

第1 審査会の結論

選挙管理委員会が令和3年12月23日付けで行った「令和3年10月31日執行第49回衆議院議員総選挙に係るA候補者の選挙運動費用収支報告書」の部分開示決定について、非開示とした出納責任者の個人印の印影は開示すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和3年12月8日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った「2021年10月執行の衆議院議員選挙に係る選挙運動費用収支報告書。ただしA候補者のもの。」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年12月23日付けで行った部分開示決定の取消しを求めるといものである。

第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等の主な内容は、次のように要約できる。

1 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、令和3年10月31日執行第49回衆議院議員総選挙に係るA候補者の選挙運動費用収支報告書である。
- (2) 本件公文書については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第189条第1項により、公職の候補者の選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出を記載した報告書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に出納責任者が提出を義務付けられているものであり、当該規定に基づいて高知県選挙管理委員会が受理したものである。

- (3) 本件公文書は、法第185条第1項各号に規定されている事項を総務省令に基づいた様式に出納責任者が記載したものであり、併せて法第189条第3項による真実の記載がなされていることを誓う旨の文書が添えられている。

非開示とした部分については、第2回分までの収支報告書の末尾に掲載された真実の記載がなされていることを誓う文書の中の出納責任者の個人印の印影（計2か所）である。

- (4) 法第192条第4項は、何人も、前項の期間内（報告書を受理した日から3年間）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができるように定めている。

これを受けて、高知県選挙事務執行規程（平成7年2月24日選挙管理委員会告示第11号）第54条は、第1項で「法第192条第4項の規定に基づき、県委員会が受理した法第189条第1項の選挙運動に関する収入及び支出の報告書（以下この章において「収支報告書」という。）の閲覧を請求しようとする者は、別記第28号様式の2による閲覧請求書を県委員会に提出しなければならない。」、同条第

2項で「収支報告書の閲覧は、県委員会の指定する場所で、県の執務時間内にしなければならない。」と定めている。

2 条例第6条第1項第5号該当性について

- (1) 収支報告書については、法第192条第4項により、何人も、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が収支報告書を受領した日から3年間の期間内において、報告書の閲覧を請求することができるが、写しの交付については、法に規定がなく各地方自治体の情報公開条例等に基づいた対応がされることとなる。
- (2) 条例に基づけば、収支報告書に押印されている出納責任者の個人印の印影は、実印や金融機関届出印に係るものの可能性があること、実印や金融機関届出印でなかったとしても、日常一般の私的経済活動において使用されている印鑑の印影の可能性があることから、開示することにより個人印の印影が容易かつ精巧に複製され、当該印鑑を使用している個人の財産等への保護に支障をきたすおそれが生ずるため、非開示となるものである。このことは、高松高等裁判所平成18年4月24日判決（裁判所ウェブサイト）でも認められている。

また、収支報告書は、法第189条第1項により出納責任者に提出義務が課せられているが、この趣旨は、逐条解説公職選挙法改訂版（中）によれば、「候補者の選挙運動に関し、いかなる寄附を受け、またいかなる収入があったか、さらにいかなる支出をしたかを報告させるとともに、これを公表し、選挙の公正を確保しようとする」ためである。加えて、法第189条第3項に規定する「真実の記載がなされていることを誓う旨の文書」については、法施行規則第23条及び別記第31号様式により定められた報告書様式の末尾部分にその旨記載され、年月日、出納責任者の住所及び氏名を記入することになっているが、必ずしも押印が必要ではなく、印影が存在しない選挙運動費用収支報告書もあり得るものである。これらのことから、出納責任者の個人印の印影は、法が選挙の公正確保のために公表を必要としている情報とは考えられない。

以上のことから、出納責任者の個人印の印影については、条例第6条第1項第5号に規定する「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報」に該当するとともに、審査請求人が主張するような印影を公開することによって得られる利益はないものと考えられる。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見陳述で主張している審査請求の主な内容は、次のように要約できる。

1 選挙運動費用収支報告書の作成目的

処分庁がその主張の根拠にしている判例は、民事訴訟記録の一部非開示処分に係るものである。それらの訴訟関連文書の作成目的は、一義的には当事者らが訴訟を遂行するためである。したがって、当該記録文書における各種押印も、一義的には訴訟を遂行することを目的としている。

これに対して、本件公文書である選挙運動費用収支報告書は作成目的が大きく異なる。選挙の公正を確保するとともに、一般国民に公開しようとする法の趣旨にのっとり作成されるものである。出納責任者はそのことを十分に認識した上で、収

支報告書の作成や押印を行っている。

処分庁は弁明書の中で、押印が法律上の義務ではない点をあげて述べているが、失当である。出納責任者の署名や記名と並んで、押印も文書の公正さを保障する記述であることは明らかである。

2 印影公表による犯罪のおそれは小さい

もとより、出納責任者の個人印の印影を公表することによっていかなる犯罪の危険があるのかは、あいまいである。例えば、政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書は、選挙管理委員会のインターネットや情報公開請求により、印影を含むすべてを公開している。それによって犯罪が発生したという事例はみられない。選挙運動費用収支報告書の出納責任者の個人印の印影を公表することで犯罪が誘発される懸念は極めて小さい。

3 全部開示は社会通念である

さらに、各地の選挙管理委員会の取扱状況をみると、中国四国地方の県選挙管理委員会で収支報告書の一部を非開示にしているのは高知県選挙管理委員会のみである。香川県選挙管理委員会は従前、「個人情報」を理由にして印影を非開示としていたが、開示するのが妥当であるとの高松市情報公開審査会の答申（2012年8月23日）を受けて、全部開示に変更している。選挙運動費用収支報告書の全部開示は、日本社会に定着した慣例又は社会通念になっている。

4 まとめ

以上の事情を踏まえれば、非開示とすることにより保護され得る利益と、公開されることにより保護される利益とを比較衡量すると、後者が前者に優越するというべきである。このことは、板橋区情報公開及び個人情報保護審査会の答申が同様の判断をしている事実からも明白である。

よって、出納責任者の個人印の印影は開示されるのが妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、令和3年10月31日執行第49回衆議院議員総選挙に係るA候補者の選挙運動費用収支報告書である。これは、A候補者の選挙運動に関する収入及び支出の責任者である出納責任者から法第189条第1項に基づき提出され、実施機関が受理したものである。
- (2) 法第189条第1項は、出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、法第185条第1項各号に掲げる事項（すなわち、①選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（第1号）、②寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日（第2号）、③選挙運動に関するすべての支出（第3号）、④支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日（第4号））を記載した報告書（これを「選挙運動費用収支報告書」という。）を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならないと定め、出納責任者に選挙運動費用収支報告書の提出を義務づけている。そして法第192条は、選挙運動費用収支報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会において、受理した日から3年間、保存しなければならない（第3項）とした上で、何人も、前

項の期間内（すなわち受理した日から3年間の期間内）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる」と定めている（第4項）。

また、法第189条は、選挙運動費用収支報告書の様式は、総務省令で定めるとし（第2項）、当該報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない（第3項）と定めている。これを受けて公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第23条第1項は、選挙運動費用収支報告書は、別記第31号様式に準じて作成しなければならないと定めている。別記第31号様式は、選挙運動費用収支報告書の末尾に、「この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。何年何月何日 出納責任者 住所 氏名」を記載するものとされている。

ところで、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づき、政府全体として押印義務を廃止する方向が検討され、「公職選挙法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年総務省令第132号。令和3年1月1日施行）により公職選挙法施行規則の押印義務の見直しが行われた。この公職選挙法施行規則の改正により、選挙運動費用収支報告書に係る別記第31号様式中の出納責任者の押印欄も削除された。なお、当該様式の備考欄に、「出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。」という文言が追加された。実施機関によれば、①記名押印（これまでと同じ方法）、②署名のみ、③記名のみ（押印なし。この場合は本人確認を行う。）のいずれかの方法で報告書の作成をお願いしているとのことである。

したがって、令和3年10月31日施行の第49回衆議院議員総選挙の際には出納責任者の押印はもはや必須のものではなかったが、A候補者の出納責任者から押印のある本件公文書が提出され、実施機関がこれを受理したものである。

- (3) 実施機関は、本件公文書のうち、出納責任者の個人印の印影（2か所）について、条例第6条第1項第5号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

2 条例第6条第1項第5号該当性について

- (1) 条例第6条第1項第5号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報」については非開示とすると定めている。これは、開示すると人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報があることから、そのような事態を防ぐため、これらの保護に支障を及ぼすおそれのある情報を開示しないと定めたものである。

ところで、条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、ただし書ア～エを除き非開示とすることを定めてい

る。これは、個人のプライバシー保護の観点から、特定の個人を識別することができるような情報は非開示とするとしたものである。もっとも、本号ただし書アは、本号本文に該当する個人情報であっても、「法令等の規定により何人も閲覧することができる」とされている情報については開示すると定めている。

本件公文書中の出納責任者の個人印の印影については、個人識別情報として条例第6条第1項第2号本文の個人情報に該当するものの、本号ただし書アの法令等の規定により何人も閲覧することができる定められている個人情報に該当するため、本号によれば開示することとなる。しかし本件で実施機関は、条例第6条第1項第5号の人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報に該当するとして非開示にしたと主張している。

- (2) 確かに、実施機関が主張するように、一般には、個人印の印影は、実印や金融機関届出印に係るものである可能性があること、実印や金融機関届出印でなかったとしても、日常一般の私的経済活動において使用される印鑑の印影の可能性があることから、当該個人の財産等を保護する上で慎重な管理を要する情報であり、これを開示すると当該個人の財産等の保護に支障が生じるおそれがあるため、原則的には、本号に該当するものと考えられる。

しかしながら、本件で問題となっている選挙運動費用収支報告書は、公職の候補者の選挙運動に関する寄附その他の収入及び支出を公開することによって、選挙の公正を確保しようとする趣旨のものである。この法の趣旨にのっとり、法は、公職の候補者に対し、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者である出納責任者一人を選任し、文書で出納責任者の氏名等を選挙管理委員会に届け出ることを求めた上で(法第180条第1項・第3項)、出納責任者が当該候補者の選挙運動費用収支報告書を選挙管理委員会へ提出するものとし(法第189条第1項)、何人もこの収支報告書の閲覧を請求することができることと定め(法第192条第4項)、一般国民への公開を義務付けている。そして出納責任者の個人印の印影は従来、一般国民への公開が義務付けられているこの収支報告書の末尾に、真実の記載がなされていることを誓う文書の後に出納責任者の氏名とともに押印が求められていたものであり、実施機関によれば、実施機関においては、当該収支報告書の作成をお願いする際に、従前から少なくとも口頭で、「銀行届出印等は押さないでください。」とお伝えしていたとのことである。

してみれば、本件に限っては、選挙運動費用収支報告書は法の趣旨から一般国民への公開を前提として法により提出が義務付けられたものであるという本件公文書の性格、公職の候補者により選任され届け出のあった出納責任者が一般国民への公開を前提とした本件公文書の性格を当然認識した上でこれを作成しその内容が真正であることを保証するために押印をしたものと推測されるという本件押印の性質及び選挙管理委員会において従前から銀行届出印等を押さないように注意喚起もなされていたという本件公文書作成の事情を考慮すると、実印・金融機関届出印その他の出納責任者個人の財産等を保護する上で慎重な管理を要する印鑑の印影である可能性は極めて低く、これを開示しても当該出納責任者個人の財産等の保護に支障が生じるおそれは考えにくい。

したがって、本件公文書中の出納責任者の個人印の印影は、条例第6条第1項第5号に該当するとは認められない。

第6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和4年2月16日	・実施機関から諮問を受けた。
令和4年5月10日 (令和4年度第1回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年5月31日 (令和4年度第2回第三小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和4年8月2日 (令和4年度第3回第三小委員会)	・審査請求人から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和4年10月17日 (令和4年度第4回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年12月6日 (令和4年度第5回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和5年1月17日 (令和4年度第6回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和5年2月7日 (令和4年度公文書開示審査会(第3回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和5年2月7日	・答申を行った。